

避難の実効性が 確保されていないこと

平成31年(ラ)第48号

2019(令和元)年9月11日審尋期日

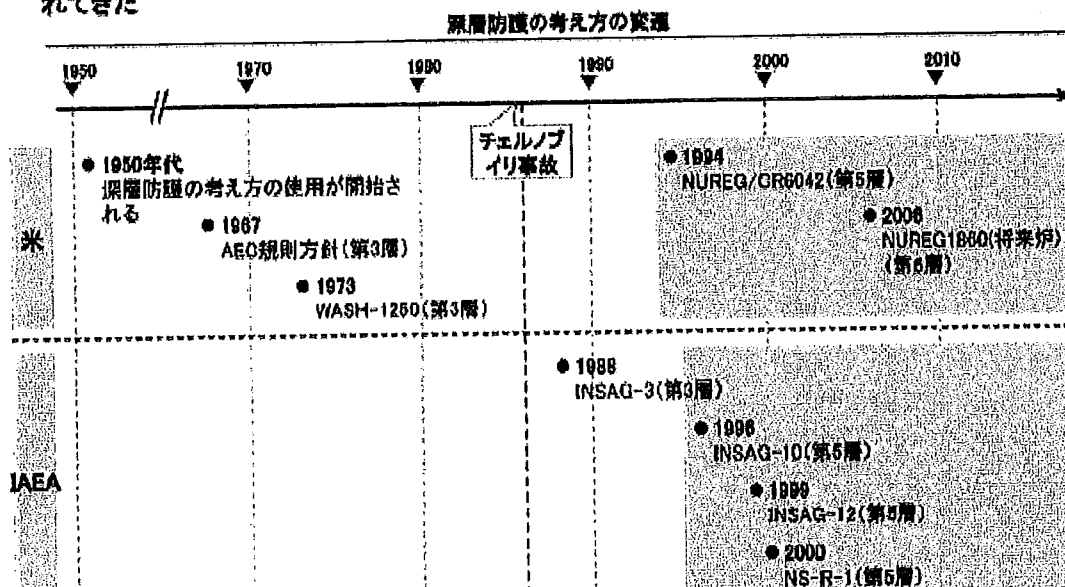
抗告人ら代理人 大河陽子

1

度重なる原発事故を経て第5層が不可欠に

海外における深層防護の考え方の変遷

海外ではチェルノブイリ事故を契機に、1990年代半ばから深層防護の第5層の対策が示されてきた



参考資料: 原子力安全委員会 審判委員会 審判基準第7-2号「多層(深層)防護の論点と今後の方向性」

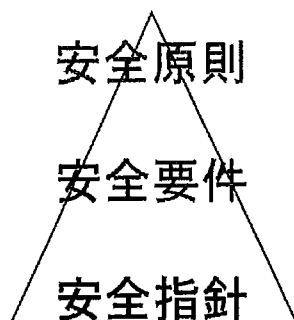
(甲621・国会事故調報告書122頁)

図 1.3.3-2 海外における深層防護の考え方の変遷

2

IAEA安全基準にも明記

IAEA安全基準



安全原則

「3. 31 事故の影響の防止と緩和の主要な手段は「深層防護」である。」

(甲857の2・13頁)

安全要件

「2. 13 (5) 最後となる第5の防護層の目的は、事故状態に起因して発生しうる放射性物質の放出による放射線の影響を緩和することである。これには、十分な装備を備えた緊急時管理センターの整備と、所内と所外の緊急事態の対応に対する緊急時計画と緊急時手順の整備が必要である。」

(甲859の2) 3

改正された原子力基本法の趣旨

2012(平成24)年5月29日第180回国会衆議院本会議

当時の内閣総理大臣野田佳彦氏

「二度とこのような事故を起こさないためには、放射線から人と環境を守るとの理念のもとで、組織と制度の抜本的な改革を行うことが必要です。このため、政府提出法案では、放射線による有害な影響から人の健康及び環境を保護することを、原子力安全規制の目的として、原子力基本法に明記することにしました。」(甲5・5頁)

2017年(平成29年)6月9日逢坂誠二衆議院議員の質問趣意書に対する答弁

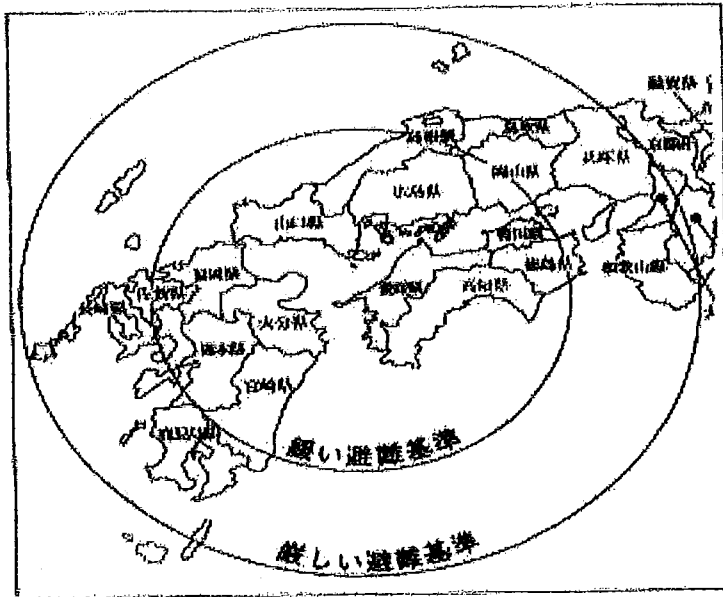
安倍晋三内閣総理大臣

「原子力基本法2条1項の「安全の確保」には、「原子力災害が発生した場合において住民の避難等の防護措置をとること等により、その生命、健康等を保護することを含む」

「IAEA安全基準は、原子力基本法2条2項に規定する「確立された国際的な基準」の一つに当たると認識している」

(甲1028)

伊方原発3号機で過酷事故が起きた場合



京都大学原子炉実験所元助手の故瀬尾健氏によるシミュレーションによると...

原告人らの住所地は、 $148\text{万Bq}/\text{m}^2$ の極めて高濃度の汚染地域(チェルノブイリ法による移住義務ゾーン $55\text{万}5000\text{Bq}/\text{m}^2$ の3倍近い汚染)となる。

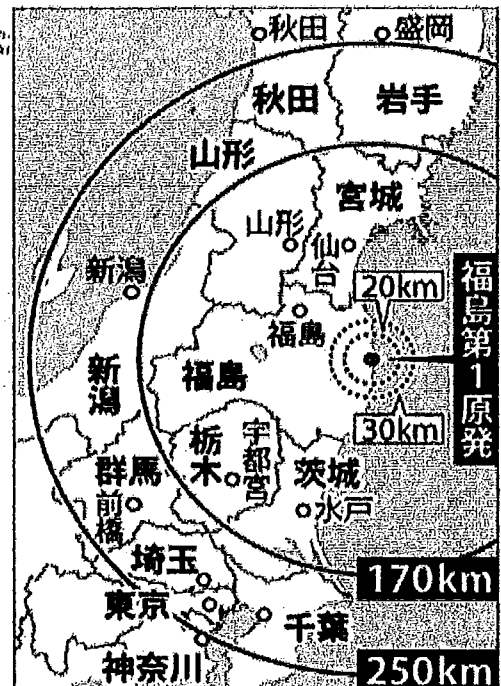
緩い避難基準: $148\text{万Bq}/\text{m}^2$ の汚染濃度
 厳しい避難基準: $55\text{万}5000\text{Bq}/\text{m}^2$ の汚染濃度

福島第一原発事故時の最悪想定も甚大

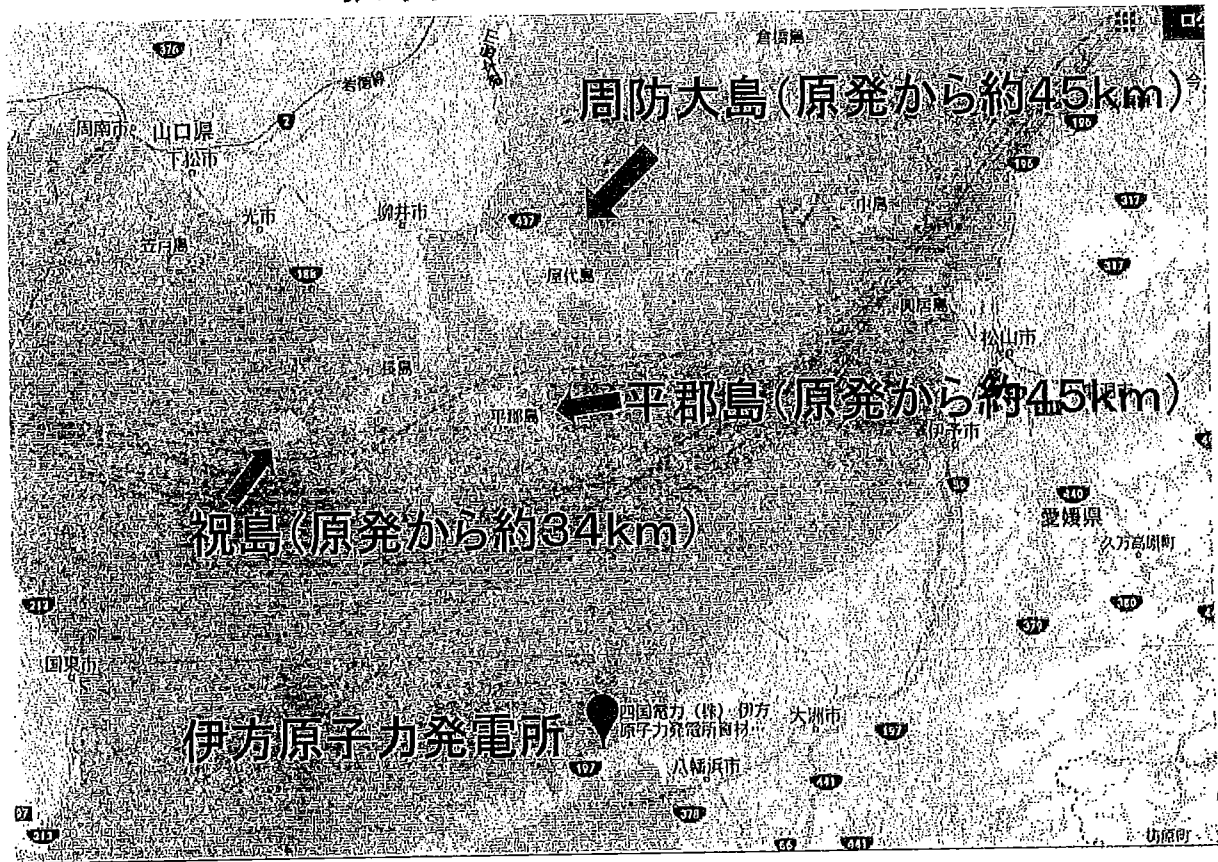
福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描

平成23年3月25日
 近藤 駿介

避難義務ゾーン 170km圏
 人口約1000万人
 避難権利ゾーン 250km圏
 人口約3500万人



抗告人らの居住する島



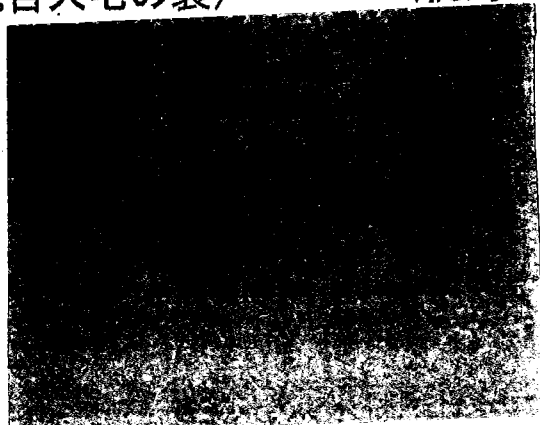
自宅での屋内退避は非現実的



(周防大島の抗告人宅の裏)



(祝島の抗告人宅)



(平郡島の抗告人宅)

山口県地震被害想定調査結果

(平成20年)(甲960の2・表5-1)

中央構造線断層帯の地震について、
急傾斜地崩壊の危険度が高い箇所 480箇所
地すべりの危険度が高い箇所 48箇所
山腹崩壊の危険度が高い箇所 177箇所
全壊棟数 2470棟
半壊棟数 12,116棟
焼失棟数 402棟
死者 97人
負傷者 922人
重傷者 106人
緊急輸送道路の被害箇所 34箇所
橋梁・高架橋の被害箇所 2箇所

9

避難所での屋内退避も非現実的

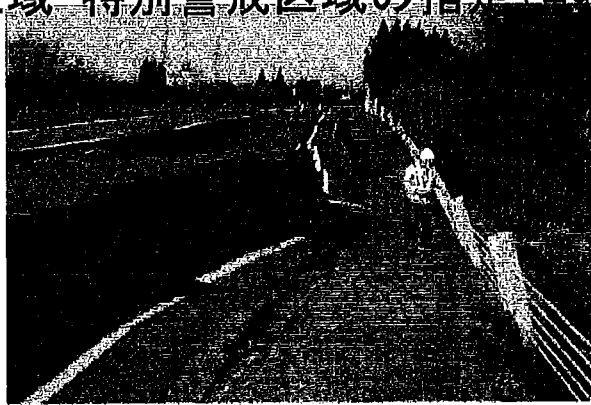
- ・周防大島在住の抗告人の場合
小学校グラウンド、中学校グラウンド(甲914の2・「⑪」「⑫」)屋外
- ・祝島在住の抗告人の場合
地区館と小学校(甲923)。
小学校は築63年が経過。地区館は老朽化(甲295の2・11頁)。
- ・平郡島在住の抗告人の場合
小学校体育館(甲920)。昭和49年に落成(甲921)。



(祝島 地区館) 10

島外への避難も非現実的

- ・周防大島在住の抗告人の場合(原発から約45km)
土石流警戒区域, 急傾斜地警戒区域・特別警戒区域(甲913の5)。
- ・祝島在住の抗告人の場合(原発から約45km)
急傾斜地の警戒区域・特別警戒区域及び地すべりの警戒区域(甲913の12)
- ・平郡島在住の抗告人の場合(原発から約34km)
急傾斜地警戒区域・特別警戒区域の指定(甲913の10)

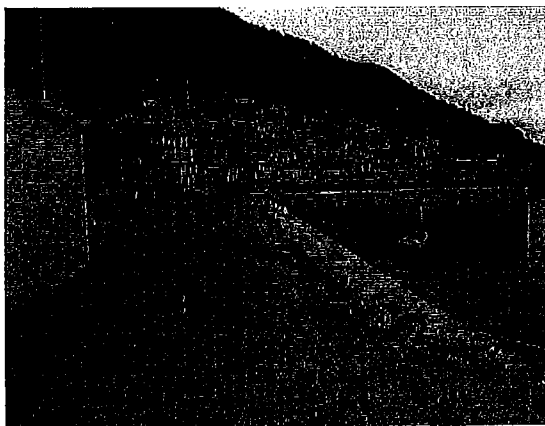


(福島第一原発
事故時の損壊)

路面が陥没した常磐自動車道(水戸~那珂)

11

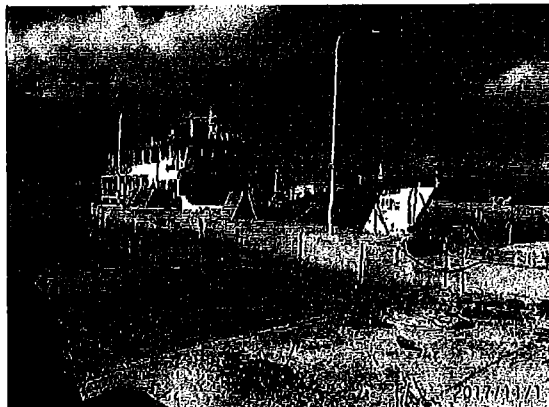
島外への避難も非現実的



(祝島 港)



(周防大島
T字路交差点)



(平郡島 フェリー)

12